

# 住宅用火災警報器を設置して 大切な家族を火災から守りましょう!

住宅用火災警報器の種類(型式)



リビング

家族の使用頻度の高いリビング  
できるだけ設置しましょう。

※地域によっては、火災予防条例で設置が義務付けられている  
場合がありますので、消防署等に確認しましょう。



キッチン

火気を多く使う台所  
できるだけ設置しましょう。

階段  
設置義務

2階以上に  
寝室がある  
場合には設  
置が必要で  
す。



寝室  
設置義務



すべての寝室に設置が  
必要です。

子ども部屋  
(寝室)  
設置義務



寝室にあたる場合には設置が  
必要です。

住宅用火災警報器に関するご質問は下記まで

住宅用火災警報器相談室 ☎ 0120(565)911

受付時間：月曜から金曜までの午前9時から午後5時（午後0時から午後1時を除く。土日祝は休み）

販売店については下記サイトをご覧ください

住宅防火対策推進協議会

<http://www.jubo.go.jp>

設置場所等の詳細は下記サイトをご覧ください

(社) 日本火災報知機工業会

<http://www.kaho.or.jp>